

令和4年度事業計画書

(自 令和4年4月1日 至令和5年3月31日)

○ 令和4年度事業計画書

1月には茨城県から静岡県にかけての第三管区海上保安本部管内で発生した船舶海難の速報値の発表がありました。海難総数は421隻となっており、その内の312隻(全体の74%)をプレジャーボートが占めております。

こうした現状を踏まえ、当協会では、本年度も海上保安庁と連携し安全パトロール、海上安全講習会や、海上安全に係るルール・マナーの指導、研修、ヨットセーリング競技や各種海上イベントにかかる監視警戒等の活動を行い、海上安全と海難防止に努めて参ります。

初歩的ミスの中にも多く見られることから、海技免状を取得して間がない方々、航海の経験が浅い方々に対する海難防止対策として航海実技講習の開催や国際VHFの利用拡大を促進するための特殊無線技士資格養成課程講習を開催し、小型船舶の安全確保に努め、海上の交通安全、海難防止を図って参ります。

新型コロナによる影響により例年実施されるイベント等も制限されているところではありますが、実施されるイベント等にあつては積極的に参加し、公益社団法人関東小型船安全協会をアピールしていくことと致します。

1 海上安全活動事業 (公益目的事業 1-1)

(1) 海上安全指導員連絡調整会議

支部ごとに同会議を開催し、海上安全指導員相互の海上安全情報の交換を行うとともに、海上保安部等からの情報、指導を得て、研修や指導方針等について連絡調整を行う。

(2) 海上保安官と海上安全指導員との合同パトロールの実施

救命胴衣の全面着用義務化が実施されたことから、海洋レジャーが活発化する季節を中心に、海上保安官と合同による海難防止、海事法令の励行、安全運航に関するルールとマナー、救命設備の備え付けや海域情報の提供及び118番の活用等航行の安全に関する指導、啓蒙及び海上安全広報活動を実施する。

(3) マリンコンパス (情報通信技術 (ICT) を活用した小型船舶の動静等情報把握) の普及協力

小型船舶の運航計画・活動の情報を、家族・友人等と共有することにより、より安全、安心な海洋レジャーの発展を推進する。

(4) 「Boat Crew Seamanship Manual (和訳版)」(米国沿岸警備隊が長い歴史のなかで培ってきた小型船舶運航のノウハウ、シーマンシップのあり方を網羅した貴重なバイブルを、国内の船舶運航状況に見合う内容に編集した専門書) が完成し、販売中となっています。船舶の交通安全思想の普及に資するものであり、多くのプレジャーボート等小型船舶の運航者にさらに広めていく事業を実施する。

(5) 調査・研究事業

プレジャーボート等小型船舶の安全航行に資する調査・研究を実施する。

2 教育活動事業(公益目的事業 1-2)

(1) 海上安全講習会

海洋レジャーが活発化する前に、所属支部、マリナー等団体ごとに講習会を開催する。

講師に海上保安部職員及び海事専門家、気象予報士等を招き、海上の安全講習を実施し、

- ・海事関係法令
- ・海域利用のルールとマナー
- ・安全運行に必要な知識
- ・技能の実技指導
- ・機関の運転・整備
- ・海難事例から見た安全対策
- ・気象・海象
- ・AED 取扱い

など、プレジャーボート、ヨット、水上バイク、ミニボート等の小型船にかかる航行の安全と海難の防止を図る。

(2) 初任者に対する航海実技講習の開催

海技免状を取得して間がない初任者や航海未経験者等を対象にした実技講習を行い、安全で安心な航海ができるよう講習するもので、公募により、夜間（6回）及び昼・夜間（4回）、東京港内の輻輳海域や運河・浅瀬等危険海域周辺を航行して、海上安全指導員による実技指導を行い、初任者の質の向上と航行の安全、海難防止を図る。例年好評となっている昼間と夜間に同じ航走路を航走し、明るい時との見え方の比較を行うコースについては、更に充実を図る。

(3) 無線従事者免許取得のための養成課程講習の開催

認可された講習機関とする当協会が講習を開催し、第3級、第2級海上特殊無線技士資格取得の養成課程を年間9回開催し、無線従事者の増加を図り、国際VHFの普及、促進による安全航行の確保を図る。

3 広報活動（公益目的事業 1-3）

(1) 小安協ニュースの発行

小型船の安全運航に関する事項、支部の活動状況、関係官庁及び協会の周知事項等の情報提供を行う。

年間2回発行する。

(2) その他の広報活動

東京湾案内図、安全運航の冊子、「マリンコンパス」及び「Boat Crew Seamanship Manual」のパンフレット等を作成し、各支部、地域で開催するボートショー、海洋フェスティバルに参加して、海洋レジャー愛好者に対する海上安全の啓蒙活動と小安協への加入を呼びかける。

4 無線電話の運用の確立及び普及活動（公益目的事業 1-4）

国際 VHF 海岸局の機能を利用した安心サポートシステムを利用し、国際 VHF 利用者の利便性を高めるための普及、促進を図る。

5 安全で秩序ある海洋レクリエーションの普及と広報活動

(1) 海洋学習と体験乗船（公益目的事業 2-1）

児童を対象にした「海洋教室」や「体験乗船会」を開催し、海に親しむ機会を持ってもらうと同時に、海洋利用を誘導して健全な海洋レクリエーションの普及、促進に努める。

(2) 海上イベントの参加・協力（公益目的事業 2-2）

青少年が参加するボート天国、花火大会、港まつりや海上パレード、ヨットセーリング競技等各種行事に積極的に参加、協力して、海上の安全、海洋レクリエーションの普及、促進に努める。

6 その他

会員の増強

(1) 海上安全講習会や各種事業に参加して、協会事業の主旨をアピールし、正会員、賛助会員の増加を図る。

令和 4 年 4 月から(一社)水路協会があらたに賛助会員として加入予定。

(2) 初任者航海実技講習、無線従事者養成講習等通じて、参加を働きかけ正会員等の増加を図る。

(3) ホームページの充実を図り、協会への興味を引くことにより会員の増加を図る。